

「瑞穂市人権尊重都市宣言」(案)

人は誰でも、一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重され、夢や希望をもち、健康で幸せな生活を営む権利をもっています。その権利を人権といいます。

人権が尊重され、平和で自由と平等が保障される社会の実現は、すべての人々の願いです。

私たち瑞穂市民は、日本国憲法及び世界人権宣言の理念に基づき、人権問題を他人事と考えるのではなく自分の問題として捉え、お互いの人権を尊重し、差別や偏見などによる人権侵害のない、誰もが健やかで幸せな未来を描ける瑞穂市を築いていくために、ここに「人権尊重都市」とすることを宣言します。